

第6章 保存管理

1. 保存管理の方向性

第4章の現状・課題及び第5章の大綱・基本方針等でも示したとおり、高輪築堤の遺構や価値を次世代へ継承していくためには、遺構の確実な「保存管理」の実現と本質的価値の理解により、それを「活用」によって広く一般の方に、遺構そのものや歴史等への理解を促す取り組みが必要である。

高輪築堤の価値を次世代に継承し、地域の歴史価値向上及び地域社会への貢献を実現していくために、その「保存管理」と「活用」のバランスを図り、一体的に取り組んでいく。

(1) 史跡指定地内の保存管理の方向性

第4章の現状・課題及び第5章の大綱・基本方針等を踏まえ、以下のように定める。

<史跡指定地内の保存管理の基本方針>

調査やモニタリングの結果に基づき史跡指定地の遺構を確実に保存管理する。

①史跡の公開や周辺のまちづくりとの整合を図りつつ、遺構の保存に必要な対策を行う。

- ・記録保存調査や地質調査等の成果を活かしつつ、遺構の露出等による展示等の公開方法や周辺のまちづくりに伴う施設整備方法と合わせて、遺構の保存環境の変化への対策や遺構の劣化対策等の技術的な検討を行い、必要な対策を講じて高輪築堤跡の遺構を将来にわたり確実に保存管理していく。

②高輪築堤に関する調査研究を継続的に実施して、史跡の保存管理や活用に活かす。

- ・高輪築堤に関する史資料調査や研究成果について、今後も継続的に幅広く収集し、記録保存調査成果と合わせて情報を蓄積して、将来にわたり史跡の保存管理や活用に活かしていく。

③保存環境の維持に向けたモニタリングを継続して実施する。

- ・整備時及び整備後の保存環境を把握し、遺構の保存に適した環境を維持していくためにモニタリングを継続して実施し、高輪築堤跡の遺構を将来にわたり確実に保存管理していく。

(2) 史跡指定地周辺の保存管理の方向性

第4章の現状・課題及び第5章の大綱・基本方針等を踏まえ、以下のように定める。

<史跡指定地周辺の保存管理の基本方針>

周辺の高輪築堤に関連する遺構の保存に向けた取り組みを行政と協力して推進する。

①周辺の遺構の調査や保存に向けた取り組みを行政と協力して実施していく。

- ・周辺の遺構の調査や保存に向けた取り組みについては、引き続き東京都並びに港区と協力して実施していく。

②高輪築堤調査・保存等検討委員会の検討を踏まえJR東日本が決定した保存方針に基づき、適切な方法により保存していく。

- ・周辺に残存する高輪築堤に関連する遺構については、高輪築堤調査・保存等検討委員会の検討を踏まえJR東日本が決定した保存方針に基づき、現地保存、記録保存、移築保存等の適切な方法により保存していく。

2. 史跡指定地内の保存管理

(1) 史跡指定地内の保存管理の方法

史跡指定地内を適切に保存管理するための具体的な方法としては、大きく「管理」と「復旧」がある。保存管理にあたっては、史跡を構成する諸要素の内容や史跡の状況等に応じて、必要な管理や復旧等の対策を講じることとする。

表 6-2-1：保存管理の方法

保存管理方法			対象となる要素
管理	維持管理	点検	・要素や施設・設備の見回り・保守点検
		維持的措置	・清掃等や維持的措置の範囲の軽微な補修等
	保存施設		・史跡の標識・説明板・境界標識・囲さく等
	防災・防犯		・自然災害等に対する補強等や人為的被害への対応等
	遺構保存	保存対策	・遺構の劣化及び風化防止・速度低下等のための処置
保存環境の改善		・遺構の保存環境の変化を抑止するための施設並びに設備の設置	
復旧	保存修理	・元の素材・工法を原則としつつ、適切な材料と工法を用いて毀損前の状況に戻すこと	

次に、保存管理の方法について要素別にまとめる。

①本質的価値を構成する要素

高輪築堤跡の本質的価値を表す物証となる要素で、本史跡内では、現存する築堤や橋梁の遺構が該当し、原状を保存していくことを基本とする。

本要素は、現状では埋め戻して地中に埋蔵された状況であるが、史跡の本質的価値の理解に向けた遺構の露出等による展示や周辺のまちづくりの整備に伴い、遺構の保存環境が変化する可能性があるため、遺構の維持管理に加えて、遺構の保存状況を維持していくための遺構保存等を行う。

<本質的価値を構成する要素>

■築堤（現存する遺構）：遺構調査で確認された築堤に関連する遺構（盛土、路盤上部、海側石垣、山側石垣、山側土留め、群杭 等）

■橋梁（現存する遺構）：遺構調査で確認された第7橋梁に関連する遺構（北橋台、南橋台、石敷 等）

<管理の方法>

ア. 維持管理

1) 点検

- ・要素の状況等に応じて、日常的、臨時的点検を行う。
- ・日常的点検では、公開・活用されている諸要素の巡視によって、保存状況に変化がみられないか等の点検を行う。
- ・臨時的点検は、自然並びに人為的災害や事故が生じた際に、諸要素の現状の確認のために巡視による点検を行う。

2) 維持的措置

- ・日常的な維持的措置として、清掃を適切に行う。
- ・定期的な維持的措置として、除草等の植物管理等、要素の内容・立地環境・素材等に応じて必要な措置を行う。
- ・点検によって、遺構や施設に軽微な毀損や衰亡がみられた際には、小規模な復旧措置等を維持的措置の範囲で行う。
- ・災害や事故等による大規模な毀損等が生じた場合や、原状復旧以上に改善等の行為を行う際には、本格的な復旧策（「現状変更届」や「毀損届」の対象）を講じる。

イ. 保存施設

- ・史跡の保護対象を明確にするために、史跡の標識、説明板、境界標識等を整備する。
- ・遺構の露出展示等による公開にあたって、本質的価値を構成する要素に対して遺構に損傷を与える可能性や人的な被害を受ける可能性が生じる場合は、要素の本質的価値を損なわないように保護柵や覆屋等の必要な保存施設を整備して保護対策を講じる。
- ・保存施設の新設・更新に際しては、史跡指定地内及び周辺地で統一したデザインを用いるとともに、景観に配慮した規模・色彩・形状等とする。

ウ. 防災・防犯

- ・史跡指定地内の保存に向けて、周辺の建物や施設と史跡の管理体制について調整を図り、必要な防災・防犯対策を行う。
- ・地震に対する遺構の安定性確保や周辺で発生した火災からの延焼等に備え、必要な防災対策を行う。
- ・史跡指定地の立入禁止場所への侵入による人為的な被害の発生を防ぐため、必要な防犯対策を行う。

エ. 遺構保存

1) 保存対策

- ・現状では遺構は埋め戻して地中に埋蔵された状況であるため、保存対策の必要性の有無を確認できないが、露出展示を行う際には遺構の状況を確認し、有識者に相談の上、必要に応じて保存対策を検討・実施する。

2) 保存環境の改善

- ・遺構の露出展示や周辺のまちづくりの整備に伴う遺構の保存環境の変化に対して、本質的価値を構成する要素を適切に保存していくために、遺構の保存環境の改善を行う。
- ・保存環境の改善の対象となる本質的価値を構成する要素は、材質により、群杭等の「木質要素」、石垣等の「石質要素」、盛土等の「土質要素」に分かれ、それぞれ必要な保存環境が異なるため、各要素の材質に合わせた措置を講ずる。
木質要素については、木質の腐朽・紫外線による劣化を防ぐための措置を行う。
石質要素については、塩類析出や乾湿繰り返しによる劣化を防ぐための措置を行う。
土質要素については、土の流出や乾燥、湿潤、乾湿繰り返しによる土質劣化を防ぐための措置を行う。

<復旧の方法>

ア. 保存修理

- ・遺構の露出後やモニタリング等による保存状態の経過観察において、遺構の状況に変状が確認された場合には、元の素材・工法を原則としつつ、必要に応じて適切な材料と工法を検討して変状前の状況に復するための保存修理を実施する。
- ・保存修理の実施にあたっては、モニタリング及び各種調査とその成果及び専門家の意見を反映した検討に基づき、遺跡の性質、遺構の現状、周辺環境等に応じて適切な手法を選定して計画的に実施する。

②本質的価値に密接に関わる要素

高輪築堤跡の本質的価値を表す物証として史跡指定地に所在していたが、現存しない要素は、本史跡内においては、欠失した石垣（部分）、笠石（部分）、橋梁、枕木、レール、黒色砂利敷等が本要素に該当する。これらの要素は現存しないため、保存管理の対象外とする。

今後、資料等に基づく復元や再現の整備により本要素が新たに設置される築堤や橋梁の要素は、本質的価値を構成する要素と同様の扱いで保存管理する。

<本質的価値に密接に関わる要素>

- 築堤・橋梁（現存しないもの）：本来存在したものであるが、部分的に滅失している遺構（遺物）で、復元・再現（活用）する場合に整備するもの
（石垣(部分)、笠石(部分)、橋梁、枕木、レール、黒色砂利敷 等
- 築堤・橋梁（復元や再現により整備されるもの）

③本質的価値に係る要素

高輪築堤跡の本質的価値に対応する時代以降（大正7年頃以降）に整備された鉄道施設で、本史跡内においては、旧京浜東北線高架基礎が確認されている。

本要素は、史跡の本質的価値に直接的な関係性は無いが、現在に繋がる鉄道の発展を示す鉄道施設として重要な要素であることに加え、撤去により本質的価値を構成する要素を支障する可能性を極力回避するため、現状維持で残していくことを基本として管理を行い、毀損し又は衰亡している場合の復旧（保存修理）は行わない。また、本質的価値の保存や活用上又は街の機能上、公益性の観点から必要な施設の整備において、支障が生じた際に撤去を検討する。

<本質的価値に関係する要素>

■近現代に整備された鉄道施設：史跡指定地内の現存する鉄道施設（旧京浜東北線高架基礎 等）

<管理の方法>

ア. 維持管理

1) 点検

- ・要素の状況等に応じて、日常的、臨時的点検を行う。
- ・日常的点検では、公開・活用されている諸要素の巡視によって、保存状況に変化がみられないか等の点検を行う。
- ・臨時的点検は、自然・人為的災害や事故が生じた際に、諸要素の現状の確認のために巡視による点検を行う。

2) 維持的措置

- ・日常的な維持的措置として、清掃等を適切に行う。
- ・定期的な維持的措置としては、除草等の植物管理等を行う。
- ・点検によって、遺構や施設に軽微な毀損や衰亡がみられた際には、本質的価値を構成する要素や本質的価値を構成する要素以外の要素（その他の要素）等の他の要素に影響が生じる場合は、小規模な復旧措置等を維持的措置の範囲で行う。
- ・災害や事故等による大規模な毀損等が生じた場合で、本質的価値を構成する要素や本質的価値を構成する要素以外の要素（その他の要素）等の他の要素に影響が生じる場合は、本格的な復旧策（「現状変更申請」や「復旧届」の対象）を講じる。

④本質的価値を構成する諸要素以外の要素（その他の要素）

高輪築堤跡の本質的価値には直接関係ない要素であり、本史跡内においては、発掘調査後に遺構保護のために埋め戻した埋土等の既存の要素のほか、史跡指定地周辺一帯でまちづくりに合わせて新たに諸施設が整備されるため、今後設置される施設が本要素に該当する。

今後設置される施設については、本質的価値の保存や活用上必要な施設又は街の機能上、公益上の必要な施設として整備されるため、設置後は現状維持を基本として管理するが、将来的に必要性が失われたものについては撤去を検討する。

<本質的価値を構成する諸要素以外の要素（その他の要素）>

■埋土等の現況要素

■保存に必要な（計画）施設：築堤の維持・保存対策として設置する施設（止水壁、水循環設備、防犯設備 等）

■活用に必要な（計画）施設：築堤の公開活用のために設置する施設（見学施設、サイン類 等）

■その他（計画）施設：その他史跡指定地内に設置される施設（街の機能上、公益上必要な施設。新設道路関連施設、公園関連施設、歩行者デッキ 等）

<管理の方法>

ア. 維持管理

1) 点検

- ・要素の状況等に応じて、日常的、定期的、臨時的点検を行う。
- ・日常的点検では、公開・活用されている諸要素の巡視によって、保存状況に変化がみられないか等の点検を行う。
- ・定期的点検では、非常通報装置、防犯カメラ、消防用設備、電気設備等の設備を対象に、法令等に基づく保守点検を実施する。
- ・臨時的点検は、自然・人為的災害や事故が生じた際に、諸要素の現状の確認のために巡視による点検を行う。

2) 維持的措置

- ・日常的な維持的措置として、清掃、施設の施錠等を適切に行う。
- ・定期的な維持的措置として、除草等の植物管理、施設の防錆・防蟻処理、錆止等の塗装等、要素の内容・立地環境・素材等に応じて必要な措置を行う。
- ・点検によって、遺構や施設に軽微な毀損や衰亡がみられた際には、小規模な復旧措置等を維持的措置の範囲で行う。
- ・災害や事故等による大規模な毀損等が生じた場合や、原状復旧以上に改善等の行為を行う際には、本格的な復旧策（「現状変更申請」や「復旧届」の対象）を講じる。

イ. 保存施設

- ・遺構の保存上必要な施設として整備した保存施設については、本質的価値を構成する要素以外の要素（その他の要素）として扱い、維持管理により維持、補修・改修を行う。
- ・保存施設の新設・更新に際しては、史跡指定地内及び周辺地で統一したデザインを用いるとともに、景観に配慮した規模・色彩・形状等とする。

(2) 現状変更等の取り扱い

史跡指定地内及び周辺地で、史跡の「現状を変更する行為」や「保存に影響を及ぼす行為」に該当すると思われる行為を実施する者は、以下の項目に留意して手続きを行う。

上記の実施者と所有者が異なる場合は、申請に際して所有者の承諾が必要となる。

①法令に基づく現状変更等の許可権限

文化財保護法及び同法施行令に記載されている現状変更等の内容を次のとおり整理する。

なお、文化財保護法に基づく諸手続きについては、第12章に整理した。

表 6-2-2：現状変更の許可権限

根拠法令と現状変更に係る行為（要約）	許可権限者
1. 文化財保護法 第125条 第1項 （現状変更等の制限及び原状回復の命令） ・現状変更 ・保存に影響を及ぼす行為	文化庁長官
2. 文化財保護法施行令 第5条 第4項 第1号 ・次に掲げる現状変更等 ^{※1} （港区教育委員会が処理する事務のうち、高輪築堤跡に関連する事項に関するものを文化財保護法施行令より以下に抜粋） イ 小規模建築物 ^{※2} で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築 ハ 工作物（建築物を除く。）の設置若しくは改修 ^{※3} 又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。） ニ 文化財保護法第115条第1項（文化財保護法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これに類する工作物の設置又は改修 ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。） ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。） チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取	港区 教育委員会
3. 文化財保護法 第125条 第1項ただし書 i) 維持の措置 ^{※4} ii) 非常災害のために必要な応急措置 iii) 保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微なもの	許可不要

※1：具体的な許可の事務処理の基準については、資料編の「文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまで並びに第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（平成12年4月28日 文部大臣裁定（平成31年3月29日最終改正）」参照。

※2：階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120m²以下のもの。

※3：改修又は除却にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。

※4：文化財保護委員会規則第10号（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 第4条（維持の措置の範囲））に基づく。

- 一 き損し、又は衰亡している場合において、指定当時の原状に復するとき。
- 二 き損し、又は衰亡している場合において、き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 き損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

②現状変更等の対象行為

文化財保護法第 125 条第 1 項に規定する「現状を変更する行為」と「保存に影響を及ぼす行為」について、高輪築堤跡で想定される行為を以下に整理する。

ア. 現状を変更する行為

現状を変更する行為とは、現状の物理的変更を伴う一切の行為であり、高輪築堤跡において想定される現状変更には以下の行為がある。

- 1) 建築物の新築、増築、改築、除却、色彩の変更
- 2) 工作物の設置、改修、除却、色彩の変更
- 3) 土地の掘削、切・盛土等土地の形質の変更
- 4) 木竹の伐採、植栽、移植
- 5) 土石類の採取
- 6) 発掘調査等各種学術調査、復元整備など文化財の保存・活用等に係わる行為

イ. 保存に影響を及ぼす行為

史跡における保存に影響を及ぼす行為とは、物理的に現状に変更を及ぼすものではないが、史跡の保護の見地からみて将来にわたり支障を来す行為であり、高輪築堤跡において想定される保存に影響を及ぼす行為には以下の行為がある。

- 1) 遺構上（地上・地下遺構を問わず）における重量物の搬入・設置・通行
- 2) 史跡指定地の地下水脈に影響を与える行為
- 3) 史跡指定地の隣接地における掘削を伴う行為（但し明らかに影響がないものは除く）
- 4) 史跡指定地の隣接地における振動を与える行為（但し明らかに影響がないものは除く）
- 5) その他遺構の劣化を促進させる恐れのある行為

③現状変更等の取扱基準

「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」（平成 27 年 3 月，文化庁文化財部記念物課）に基づいて、高輪築堤跡の現状変更等の取り扱いの基本方針と基準を以下に示す。

<現状変更等の取り扱いの基本方針>

- ①原則として、史跡指定地内においては、発掘調査等学術調査、史跡の保存管理及び整備・活用上必要な行為及び周辺のまちづくりとの関係で公益性をもつ施設に必要な行為以外の現状変更等は認めないものとする。
- ②ただし、その他公益性あるいは史跡見学の便益の観点で必要な現状変更等については、史跡の価値に影響をおよぼさない範囲で認めることがある。
- ③現状変更等については、当該史跡指定地内でなされる必然性があること、その内容・規模等が必要最小限であり、史跡としての景観の保全に配慮するなど、史跡の保存への影響を軽減する措置が執られていることを許可の条件とする。
- ④各種現状変更等に際しては、原則として計画段階から東京都教育庁や港区教育委員会等の関係機関と事前協議を行うものとする。

基本方針に基づく現状変更の許可申請の対象となる具体的な行為と取扱基準を次に示す。

なお、言及されていない事案については、東京都教育庁や港区教育委員会、必要に応じて文化庁

と協議を行うものとする。また、現状変更に際して掘削等の土地の形状の変更を伴う場合は、事前の港区教育委員会による試掘調査または立会調査を要する。試掘・立会調査で遺構が検出された場合には、計画変更等を要することがある。

ア. 現状を変更する行為の許可

高輪築堤跡の史跡指定地内の要素の整理において、「本質的価値を構成する要素」に分類された要素の確実な保存を前提に実施する、以下の行為については申請を行うことで許可を受けることができる。

1) 学術調査等のために必要な行為

- ・遺構等史跡の本質的価値を損なうことなく、調査の目的が適切であり、それに応じた必要最小限の範囲であるとともに、専門家等の指導を受け、実施するもの。

2) 史跡の保存管理及び整備・活用上必要な行為

- ・史跡の保存管理のための設備や施設、工作物の新たな設置や改修に際しては、必要最小限の規模に留め、「本質的価値を構成する要素」に分類された要素の確実な保存を前提に実施するものであること。又は、活用の目的に適したものであること。
- ・災害時の応急措置・復旧等の緊急を要するもの以外は、必要に応じて専門家との協議又は意見聴取を行い、その結果に基づき、計画的に実施するものであること。

<対象となる行為の例>

- ・文化財保護法第 115 条に規定する史跡の保存及び管理のための標識、説明板、境界標、囲さく、覆屋等の保存施設の設置
- ・建造物の防火施設等防災施設の設置等の防災対策
- ・史跡の本質的価値を構成する要素の復旧
- ・史跡の保存管理・整備・活用のための木竹の伐採、植栽、移植
- ・その他保存管理及び整備・活用のために必要な建築物の新築・増築・改築・除却・色彩変更、工作物の設置・改修・除却・色彩変更及びこれらに伴う土地の形質の変更

3) 周辺のまちづくりとの関係で公益性の観点から必要な行為

- ・史跡の保存管理及び整備・活用上必要な行為以外で、周辺のまちづくりに関連して行われる施設の新たな設置や改修は、公益性の観点から必要性が明らかであり、遺構の保存に影響を与えないものについては認める。本行為は「本質的価値を構成する諸要素以外の要素（その他の要素）」に該当し、その新設や改築、形状の変更は、必要最小限の規模に留め、遺構の損傷や史跡の「本質的価値を構成する要素」に分類された要素の確実な保存を前提に実施するものであること。
- ・災害時の応急措置・復旧等の緊急を要するもの以外は、必要に応じて専門家との協議又は意見聴取を行い、その結果に基づき、計画的に実施するものであること。

<対象となる行為の例>

- ・史跡の周辺に整備される道路や公園に関連する工作物の設置・改修・除却・色彩変更及びこれらに伴う土地の形質の変更

イ. 保存に影響を及ぼす行為の許可

保存に影響を及ぼす行為を実施する者は、必要により有識者等と事前相談し、個々の事案ごとに東京都教育庁や港区教育委員会等の関係機関と協議をすること。

④現状変更等の許可を必要としない行為

文化財保護法第125条の規定に基づき、現状変更等の許可を必要としない行為を以下に示す。

なお、各行為の留意点に記載している地表面や地下部分への影響、保存への影響については、個々の事案ごとに行政による判断が必要となるため、実施する者は港区教育委員会に事前相談すること。

ア. 植物管理

- 1) 草本類の管理（除草など）。
- 2) 遺構などの保存や景観に影響を及ぼす、実生木の除去。

<留意事項>

- ・処理において地形の変更（掘削・盛土）を伴わないもの。
- ・処理において遺構等に影響を与えないもの。
- ・処理において抜根を伴わず、地表及び地下部分に影響を与えないもの。

イ. 地表面の維持管理

- 1) 地表面に発生する水溜りなど、本来の地形の改変を伴わない補修的な埋戻し及び不陸の整正。
- 2) 土留柵など地形の改変を伴わない応急処置で、表土流出を一時的に抑えるために緊急を要するもの。
- 3) 二次的に堆積した土砂の除去で、堆積前の地形の改変を伴わないもの。
- 4) 地表面の構造やデザインの変更を伴わない補修で、原状に回復することを目的とするもの。

<留意事項>

- ・本格的な整備事業が行われるまでの間、現状を悪化させないための維持的補修。
- ・予防措置として行う性格が強いもので、地表及び地下部分に影響を与えないもの。

ウ. 工作物などの維持管理

- 1) 保存や活用上必要な施設及び周辺のまちづくりとの関係で公益性の観点から必要な施設として設置された工作物などで、同質かつ同規模のものの維持的補修。

<留意事項>

- ・工作物の維持的補修で、材料・形状寸法・位置等に変更を伴わないもの。
- ・材料の耐用年数により周期的に行う維持的補修。
- ・外観・色彩・デザイン等の変更を伴わない、補修または塗装（塗替え）。
- ・部分的な部材の交換等、地表面及び地下部分に影響を与えない工作物の維持的補修。

エ. 催物等に伴う仮設物の設置

- 1) 催物に伴う仮設物で、設置及び撤去の際に土地の形状に変更を生じないもの。
- 2) 仮設物の位置が史跡の保存や活用の妨げにならず、史跡の価値や雰囲気にも悪影響を及ぼさないもの。

＜留意事項＞

- ・ 定例行事等著しく史跡の本質的価値を貶めるような催物でないこと。
- ・ 準備開始から撤去終了までの期間が1箇年を超えない催物で、地表及び地下部分に影響を与えないもの。
- ・ 保存に影響を及ぼすような催物については認めない。

(3) 調査研究

高輪築堤跡を後世に継承していくために、高輪築堤に関する既往の史資料調査や研究成果を継続的に収集し、史跡の保存管理や活用に活かしていく。

①記録保存調査成果の活用

令和3年(2021)から港区教育委員会が実施している記録保存調査からは、高輪築堤の構築方法、材料、技術に関する様々な情報が新たに得られている。それらの調査・分析結果は、JR東日本でも保管し、内容を把握するとともに、史跡指定地内の遺構保存や修復を行う際の検討資料として、今後の史跡の保存管理に活用していく。

また、記録保存調査で得られた情報は、史跡や高輪築堤に関する情報提供のための解説板、リーフレット等の作成、ホームページ等に反映して史跡の公開や活用面においても活かしていく。

②高輪築堤に関する既往の史資料調査や研究成果の収集と活用

高輪築堤も含めた鉄道開業当初の新橋・横浜間約29kmの記録について、史資料調査や研究成果の収集及び整理を行い、明治鉄道開業期を中心に「鉄道建設記録史」という視点で歴史等を取りまとめるプロジェクトを実施する。

特に、高輪築堤に関しては当時の設計図書や施工に関する資料、図書類等、築堤の構造や規格、工法、材の詳細などについて調査・研究成果が少なく、現在、行っている記録保存調査により新たに分かった事実もあるため、その調査結果も踏まえる形での取りまとめを行う等により今後の史跡の公開や活用に活かしていく。

(4) モニタリング

高輪築堤跡の本質的価値を構成する要素の保存に必要な対策を講じた後、その対策の効果の検証や追加対策の必要性を検討するため、保存環境の維持や把握に向けたモニタリングを実施し、高輪築堤跡の遺構を将来にわたり確実に保存管理していく。

①遺構の保存管理に必要なモニタリングの設定

各要素の材質、立地環境等を踏まえて、必要なモニタリングを整理する。

モニタリングを進める中で、遺構の状況により、下記以外に把握すべき遺構の状況や対象が生じた場合には、有識者の指導を受けて必要な項目を追加する。

表 6-2-3 : モニタリングで把握する内容とモニタリング項目

モニタリングで把握する内容		対象要素	モニタリング項目
木質の 保存状況	木質要素の腐朽や紫外線による劣化に影響を与える可能性がある酸素・紫外線の状況を把握する。	築堤（群杭、山側土留め）等	ア. 水温観測 イ. 溶存酸素観測 ウ. 酸化還元電位観測
	木質・石質の劣化に影響を与える可能性がある地下水の水位変化や、石質要素の劣化に影響を与える可能性がある地下水の溶存イオン濃度を把握する。		エ. 地下水の水位・水質観測
石質の 保存状況	地震等の振動や露出に伴う土圧等の変化による石垣の変状を把握する。	築堤（海側石垣、山側石垣）、橋梁（北橋台、南橋台、石敷）等	オ. 石垣変状観測
	遺構の変状に影響を与える可能性がある土の流出や乾燥、湿潤、乾湿繰り返しによる土質の劣化状況を把握する。		カ. 土中水分量観測

②モニタリング結果の蓄積と活用

モニタリングの結果により、遺構の保存に影響が懸念される状況が確認された場合は、有識者の指導を受けて、保存に必要な追加対策やモニタリング項目の追加等を検討する。

実施したモニタリングの結果は、JR東日本で保管しデータを蓄積するとともに、将来に向けた史跡の保存管理や調査研究、公開活用に活かしていく。

3. 史跡指定地周辺の保存管理

(1) 史跡指定地周辺の保存管理の考え方

史跡指定地周辺については、高輪築堤や築堤に関連する遺構の存在が明らかになっているが、これらは、高輪築堤調査・保存等検討委員会の検討と助言を踏まえて土中保存、記録保存、移築保存を決定している遺構のほか、現時点では確認されていない遺構もある。今後、新たに確認される可能性がある遺構も含め、周辺の築堤や築堤に関連する遺構の適切な保存に向けた対応を図っていくために、史跡指定地周辺地域の要素として整理した4つの要素分類のうち、史跡の本質的価値との関係で重要な要素となる「A' : 本質的価値を構成する要素 (周辺地域)」と「B' : 本質的価値に密接に関わる要素 (周辺地域)」について保存管理の対応方針を整理する。

表 6-3-1 : 史跡指定地周辺の本質的価値に関する構成要素の現状と課題

構成要素	現状と課題
A' : 本質的価値を構成する要素 (周辺地域)	<p>高輪築堤や築堤に関連する遺構が確認された箇所のうち、現在進められているまちづくりと調整して土中保存されている遺構であり、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内の道路下等に点在して分布している。これらの遺構は、今後の地上部の改変等により地中の遺構に影響が及ぶ恐れがあるため、その可能性が生じた際の対応が課題となる。</p>
B' : 本質的価値に密接に関わる要素 (周辺地域)	<p>高輪築堤調査・保存等検討委員会の検討と助言を踏まえて記録保存や移築保存とした遺構で、記録保存される遺構は周知の埋蔵文化財包蔵地内の1街区から4街区の広い範囲を占め、5・6街区においても既に記録保存されている箇所もある。これらは、記録保存された後の記録や遺物の保存や活用が課題となる。</p> <p>移築保存される遺構は、現在、信号機土台部を含む4街区の約30mの範囲が決定しており、移築後の保存管理が課題となる。横仕切堤についても、高輪築堤調査・保存等検討委員会において議論され、移築の検討を行うこととなっている。</p> <p>また、確認されていない箇所において、今後、新たに築堤や築堤に関連する遺構が確認される可能性があり、確認された際の対応が課題となる。</p>

(2) 史跡指定地周辺の保存管理の地区区分と対応方針

J R 東日本が進める品川開発プロジェクト事業対象地における、本質的価値に関する構成要素である高輪築堤に関連する遺構の検出や保存状況を踏まえた保存管理の地区区分を設定し、史跡指定地周辺の保存管理の地区区分別の対応方針を次に整理する。

表 6-3-2 : 史跡指定地周辺の保存管理の地区区分と対応方針

地区		地区の概要	対応方針	
「A' : 本質的価値を構成する要素 (周辺地域)」が所在する区域	I 土中保存区域	検出された高輪築堤や築堤に関連する遺構が土中保存されている区域。 周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内の道路下等に点在して分布する。	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり施設と調整を行い、現地保存が可能となった場所については、現状維持を基本とする。 遺構に近接する箇所での施設の新設・改修・撤去を行う際には、文化財保護法に基づき適切に対応する。 	
	II 土中保存区域 (一部記録保存)	検出された高輪築堤や築堤に関連する遺構が土中保存されている区域。一部記録保存した箇所を含む。 周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内の道路下等に点在して分布する。		
「B' : 本質的価値に密接に関わる要素 (周辺地域)」が所在する区域及び今後、新たに築堤や築堤に関連する遺構が確認される可能性がある区域	III 記録保存区域	周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されている範囲のうち、高輪築堤調査・保存等検討委員会の検討と助言を踏まえてJR東日本が決定した保存の方針により記録保存が決定した区域。1街区から4街区の広い範囲及び5・6街区の記録保存が決定している範囲を含む。	<ul style="list-style-type: none"> 高輪築堤調査・保存等検討委員会の助言を踏まえて、港区教育委員会により、築堤から取り外した築石や杭の計測・記録、築堤内部の土層の状況の調査・記録等を実施する。 第7橋梁部の横仕切堤については関係者において移築保存を検討する。 港区教育委員会により取りまとめられる発掘調査報告書や調査によって得られた知見を蓄積し、史跡の保存管理・活用に活かしていく。 	
	IV 移築保存先区域	高輪築堤調査・保存等検討委員会の検討と助言を踏まえて遺構の移築保存の方針が示された遺構のうち、現在、移築が決定している4街区の約30mの範囲 (信号機土上部を含む) の移築を予定している4街区中央西側の区域。		<ul style="list-style-type: none"> 信号機土上部を含む4街区の約30mの範囲については、記録保存によって得られた内容を活用し、移築して保存する。 移築後は、高輪築堤の歴史を伝える史跡指定地のガイダンス施設となるよう公開し、周辺のまちづくりの中で適切に保存管理する。
	V その他区域	築堤や築堤に関連する遺構が確認されていない、又は試掘調査等は実施しているが保存方針が決定していない区域。		

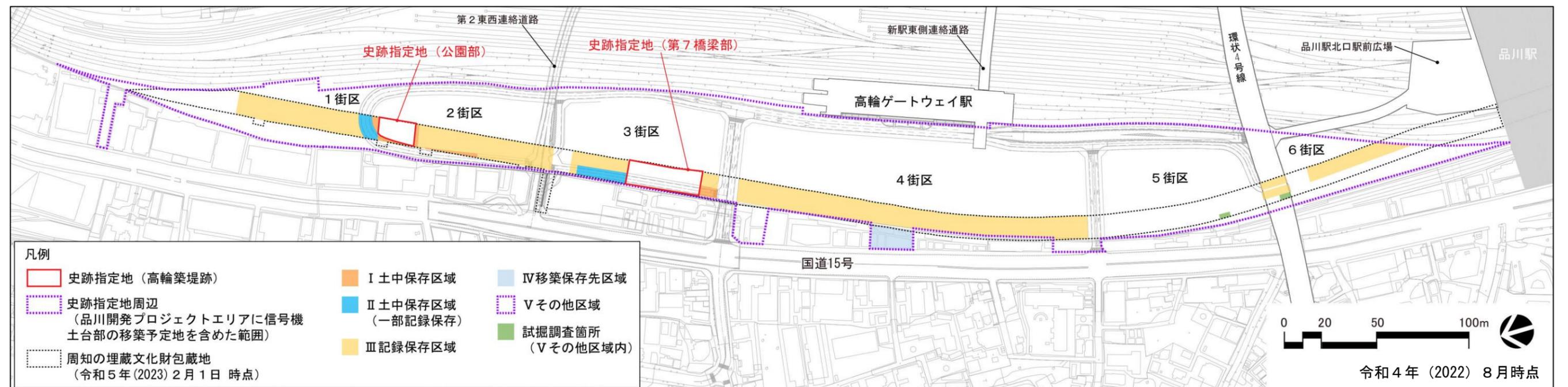


図 6-3-1 : 保存管理の地区区分

(3) 計画対象範囲内における追加指定

計画対象範囲内において遺構を土中保存している箇所や、遺構が確認されていない箇所等における高輪築堤及び関連する遺構については、遺構の遺存状況と周辺の開発状況等に応じて条件が整った場合、史跡の追加指定について、行政機関と協議を行う。